

福岡市公報

令和 6 年 9 月 30 日 第 7087 号

発 行 所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
規次—
則

ページ

○福岡市立心身障がい福祉センター条例施行規則等の一部改正 (第 115号).....	1
○福岡市立老人福祉センター条例施行規則の一部改正 (第116号).....	3
告 示	
○地縁による団体の代表者の変更 (第244号).....	4
○地縁による団体の代表者の変更 (第245号).....	4
○地縁による団体の代表者の変更 (第246号).....	5
○公文書に使用する電子印に関する告示の一部改正 (第247号).....	5
水 道 局	
○一般競争入札の実施 (公告第27号)	6
交 通 局	
○福岡市高速鉄道タッチ決済カード等乗車取扱規程の一部改正 (規程第18号)	7
教 育 委 員 会	
○福岡市学校運営協議会規則 (規則第 8 号)	8

規 則

福岡市立心身障がい福祉センター条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年 9 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第115号

福岡市立心身障がい福祉センター条例施行規則等の一部を改正する規則
(福岡市立心身障がい福祉センター条例施行規則の一部改正)

第 1 条 福岡市立心身障がい福祉センター条例施行規則 (昭和54年福岡市規則第47号) の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、研修室及び会議室（以下「研修室等」という。）については、市長が特に必要があると認める場合は、開館時間外に利用させることがある。

第2条の次に次の1条を加える。

（実施時間）

第2条の2 条例第2条各号に掲げる事業の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認める場合は、別途実施時間を定める。

第3条第2項中「研修室及び会議室（以下「研修室等」という。）」を「研修室等」に改める。

（福岡市立療育センター条例施行規則の一部改正）

第2条 福岡市立療育センター条例施行規則（平成14年福岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（実施時間）

第2条の2 条例第2条各号に掲げる事業の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認める場合は、別途実施時間を定める。

（福岡市立児童発達支援センター条例施行規則の一部改正）

第3条 福岡市立児童発達支援センター条例施行規則（昭和48年福岡市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第13条を第16条とし、第3条から第12条までを3条ずつ繰り下げる。

第2条中「福岡市立児童発達支援センター（以下「支援センター」という。）」を「支援センター」に改め、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

（開館時間）

第2条 福岡市立児童発達支援センター（以下「支援センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

（実施時間）

第3条 条例第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる事業の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認める場合は、別途実施時間を定める。

(休館日)

第 4 条 支援センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認める場合は、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

福岡市立老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年 9 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 116 号

福岡市立老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立老人福祉センター条例施行規則（昭和 43 年福岡市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

(利用の申込み等)

第 4 条 条例第 4 条に規定する利用の許可を受けようとする者は、福岡市立老人福祉センター利用申込書を市長に提出することにより利用の申込みをし、福岡市立老人福祉センター利用許可証（以下「利用許可証」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の申込みは、センターを利用しようとする日の 10 日前までに行わなければならない。ただし、市長がセンターの運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 利用許可証の交付を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、センターの利用に際し、当該利用許可証を常に携帯しなければならない。

4 市長は、許可利用者が条例第 2 条各号に該当する者の 2 人以上の集団である場合は、その代表者に対し、利用予定者名簿の提出を求めることができる。

(利用の取止め)

第 5 条 許可利用者が利用の全部又は一部の取止めをしようとする場合には、あらかじめ福岡市立老人福祉センター利用取止届を市長に提出しなければならない。

第 6 条及び第 7 条を削る。

第 8 条の見出し中「利用者」を「入園者」に改め、同条中「の利用者は」を「に入園する者は」に改め、第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同条第 7 号中「利用者」を「入園者」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とし、第 10 条を

第8条とする。

第11条第1項中「（様式第7号）」を削り、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条中「（様式第8号）」を削り、同条を第11条とし、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条中「次の表の左欄に掲げるこの規則」を「第4条第1項、第2項及び第4項並びに第5条」に、「同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句」を「「市長」とあるのは「指定管理者」」に改め、同条の表を削り、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（申込書等の様式）

第15条 この規則の規定による申込み、許可等に関し作成する申込書、許可証等の様式については、市長が別に定める。

第17条を第16条とする。

別記様式第1号から様式第8号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

告 示

福岡市告示第244号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和6年9月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	浦田2丁目1区自治会	福岡市博多区浦田二丁目26番4号 永盛 喜代子
変更後		福岡市博多区浦田二丁目13番29号 猪熊 哲生

福岡市告示第245号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和6年9月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	月隈新町自治会	福岡市博多区東月隈五丁目21番 5 号 佐藤 美年
変更後		福岡市博多区東月隈五丁目31番 5 号 久保田 啓子

福岡市告示第246号

地方自治法第260条の 2 第11項の規定に基づき、同条第 1 項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和 6 年 9 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	西月隈上町自治会	福岡市博多区西月隈三丁目21番48号 重松 一夫
変更後 (令和 4 年 4 月 3 日付)		福岡市博多区西月隈三丁目11番14号 徳永 弘喜
変更後 (令和 5 年 4 月 2 日付)		福岡市博多区西月隈三丁目21番42号 松永 吉和

福岡市告示第247号

福岡市公印規則第 9 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公文書に使用する電子印に関する告示（平成 4 年福岡市告示第21号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 9 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第 1 項の表第 3 子手当認定・支払通知書の項の次に次のように加える。

第 3 子手当却下通知書	市長印	2	正方形	20	第 3 子手当却下通知用
第 3 子手当増額改定通知書	市長印	2	正方形	20	第 3 子手当増額改定通知用

第3子手当増額改定却下通知書	市長印	2	正方形	20	第3子手当増額改定却下通知用
第3子手当減額改定通知書	市長印	2	正方形	20	第3子手当減額改定通知用
第3子手当受給事由消滅通知書	市長印	2	正方形	20	第3子手当受給事由消滅通知用
児童福祉施設入所負担金納入通知書兼領収書	市長印	2	正方形	10	児童福祉施設入所負担金納入通知用

水 道 局

福岡市水道局公告第27号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市水道局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和6年9月30日

福岡市水道事業管理者 下 川 祥 二

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気A又はB	博多区千代3丁目地内外3件電気防食対策工事	
	番托取水場計装設備取替修理（多々良系流量計外）	
管1種A	中央区浄水通地内外3件配水管布設工事	
	東区美和台4、5丁目地内No.2配水管布設工事	
	東区舞松原2丁目地内外1件配水管布設工事	
	東区若宮1丁目地内配水管布設工事	
	東区舞松原3丁目地内No.2配水管布設工事	
	博多区東光寺町1、2丁目地内外2件工業用配水管布設工事	
	早良区弥生1、2丁目地内配水管布設工事	
	西区愛宕2丁目地内配水管布設工事	
	城南区鳥飼7丁目地内配水管布設工事（概算数量設計）	

	博多区東那珂 1 丁目 10 他配水管布設工事	
管 2 種 B	南畑系導水管更新工事（14－2 工区、10－2 工区）	
管 2 種 C	番托取水場内番托系導水管連絡工事（その 2）	
	東区御島崎 1 丁目地内 No. 2 配水管布設工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和 6 年 10 月 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後 10 時まで

交 通 局

福岡市高速鉄道タッチ決済カード等乗車取扱規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 6 年 9 月 30 日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第 18 号

福岡市高速鉄道タッチ決済カード等乗車取扱規程の一部を改正する規程

福岡市高速鉄道タッチ決済カード等乗車取扱規程（令和 6 年福岡市交通事業管理規程第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書中「、施行規程第 22 条の 2 の規定に基づき」を削り、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「に該当し」を「又は第 16 条第 1 項に定める者であり」に、「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項ただし書中「、施行規程第 22 条の 2 の規定に基づき」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「に該当し」を「又は第 16 条第 1 項に定める者であり」に改め、同項ただし書中「、施行規程第 22 条の 2 の規定に基づき」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項ただし書中「、施行規程第 22 条の 2 の規定に基づき」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 月の初日の午前 3 時から末日の翌日午前 3 時までの間（以下「1 月」という。）に同一のカード番号かつ同一のタッチ決済カード等を利用して乗車した大人媒体料金の総額

が12,570円を超える場合における当該利用者の当該1月の乗車料金は、前項の規定にかかわらず、12,570円とする。

第10条第4項中「前項」を「第3項」に、「第7条第2項、第3項及び第4項」を「第7条第3項から第5項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第7条第1項及び第2項の規定に基づき乗車料金を収受される利用者が、第1項の規定に基づく処理を行うことにより同一のタッチ決済カード等から1月に収受する乗車料金の総額が12,570円を超える場合における当該利用者の当該1月の乗車料金は、第1項の規定にかかわらず、12,570円とする。

5 第7条第1項及び第2項の規定に基づき乗車料金を収受される利用者が、改札を受けた駅と同じ駅で集札を受けようとした時点で既に第7条第2項の規定が適用されている場合は、第1項の規定にかかわらず、1区相当料金を収受しないことができる。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

教 育 委 員 会

福岡市学校運営協議会規則を制定し、ここに公布する。

令和6年9月30日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第8号

福岡市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、福岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、保護者等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民、保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、その所管に属する学校に協議会を設置することができる。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことが

できる。

- 2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該学校が所在する地域の住民の意見を聴くものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び経営方針に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 予算の執行に関すること。
- (4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (5) その他校長が必要と認める事項

- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って、学校運営を行うものとする。

（学校運営等に関する意見の申し出）

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、第2条に定める役割を踏まえ、対象学校の職員の配置に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べるができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

（学校運営等に関する評価）

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（委員の任命）

第8条 協議会の委員は、15人以内（2以上の学校について1の協議会を置く場合は20人以内）とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項の委員の任命に当たり、対象学校の校長から意見を聴くものとする。

3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める非常勤特別職とする。

（守秘義務等）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

（任期）

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（報酬）

第11条 委員の報酬は、別に定める。

（会長及び副会長）

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会議の公開）

第14条 協議会の会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第9条の規定に違反した場合

(3) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができない場合

(4) その他解任するに相当する事由が認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

